

岩国市立岩国小学校

学校いじめ防止基本方針

いじめま宣言

- *いじめをしません
- *いじめをさせません
- *いじめを許しません

令和7年4月

<最新版>

目次

はじめに	2
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
2 いじめの認知	3
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	6
（1） いじめの未然防止	6
（2） いじめの早期発見	6
（3） いじめへの対処	7
（4） 家庭や地域との連携	7
（5） 関係機関との連携	7
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	8
1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	8
（1） いじめ防止基本方針の策定	8
（2） 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	8
（3） 学校におけるいじめの防止等に関する取組	10
（4） いじめの防止等に関する取組の年間計画	14
2 重大事態への対処	15
（1） 重大事態の発生	15
（2） 学校が調査の主体となる調査	15
（3） 教育委員会が調査の主体となる調査及び措置	18
（4） 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	18

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、教育委員会・学校・家庭・地域その他関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定に基づき、学校がいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、全ての児童に関係する問題である。
- いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを根絶することを目的に行う。
- いじめの根絶に当たっては、全ての児童がいじめを行わない（「しない」）よう指導を徹底し、いじめを認識しながら放置することがない（「させない」）よう適切に対応する。また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できる（「許さない」）ようにするため、一層の心の教育の充実を図り、いじめ防止等の対策を行うものとする。
- 学校は、「いじめを『しない』『させない』『許さない』」を合い言葉にした『いじめ根絶三原則』をいじめ根絶の基本理念とする。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを最優先とし、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

<チェック項目①>

- いじめはどの児童にも、どの学級にも起こりうる。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

- ・いじめる児童といじめられる児童生徒は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
- ・いじめは「四層構造」になっている。
- ・いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやしたてる児童生徒（観衆）も見て見ぬふりをする児童生徒（傍観者）も「いじめている人」に見える。

四層構造とは…加害者・観衆・傍観者・被害者

2 いじめの認知

いじめ防止対策推進法（平成25年法第71号）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- 法の対象となる「いじめ」に該当するか否かを判断するに当たり、「心

身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

- いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、確認をする。
- いじめの事実を把握するために、いじめられた児童の主観を確認するだけでなく、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、必要に応じて、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- 外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めを行う。
- インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をする。
- 好意による行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為をした児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。
- いじめの中でも、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報する必要があるものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

<チェック項目②>

- 理由もなくいじわるをされる。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

<いじめの段階チェック項目③>

・レベル1

社会性を身につける途上にある児童が活動する場合、しばしば見られる日常的衝突（いわゆる児童間トラブル、軽微なものでは「ふざけ」「いたずら」「ちょっかい」など。程度が重くなると「口論」「けんか」など。）の中で、定義に照らし「いじめ」と認知すべきもの。

* 兄弟姉妹間の喧嘩等や家族間で生じたケースは除く。

* 「けんか」は除くが、外見的にけんかのように見えても、児童の感じる被害性に着目した見極めが必要。

・レベル2

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

・レベル3

認知したいじめのうち、いじめ防止対策推進法に定める「重大事態」に該当する、または、いじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての児童を対象としたいじめの未然防止のための指導を行う。
- 全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、家庭・地域・関係機関等と一体となった継続的な取組を行う。
- 教育活動全体を通じ、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- 未然防止の取組については、家庭・地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全教職員が連携し、些細な兆候であっても軽視せず、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確にかかわり、積極的にいじめを認知する。
- いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの対処

- いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- その後、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切に指導する。
- いじめの事実確認や指導に当たっては、組織的に対応を行う。
- いじめの事実を確認したら、家庭や教育委員会に連絡・相談し、事案に応じ、関係機関との連携を図る。
- 教職員は、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。また、生徒指導主任を中心とした組織的な対応を可能とする体制整備を行っておく。

(4) 家庭や地域との連携

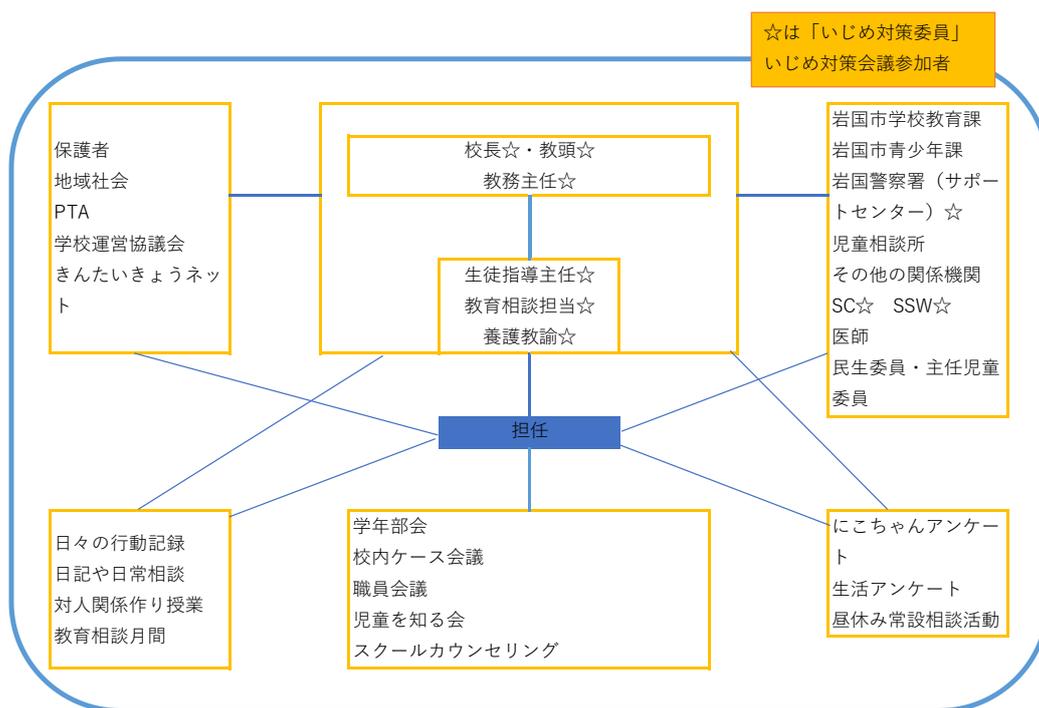
- 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すための連携体制をつくる。
- P T Aや地域の関係団体等との連絡会議や学校運営協議会等を活用し、いじめの問題について、学校、家庭、地域が連携した対策を推進できる体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

- いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と適切に連携をとる。
- 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から関係機関の担当者と密に連絡を取り合い、連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておく。

- 教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、関係機関との連携を図っておく。

岩国小学校いじめ対策組織図



第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) いじめ防止基本方針の策定

国の基本方針、県や市の基本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を

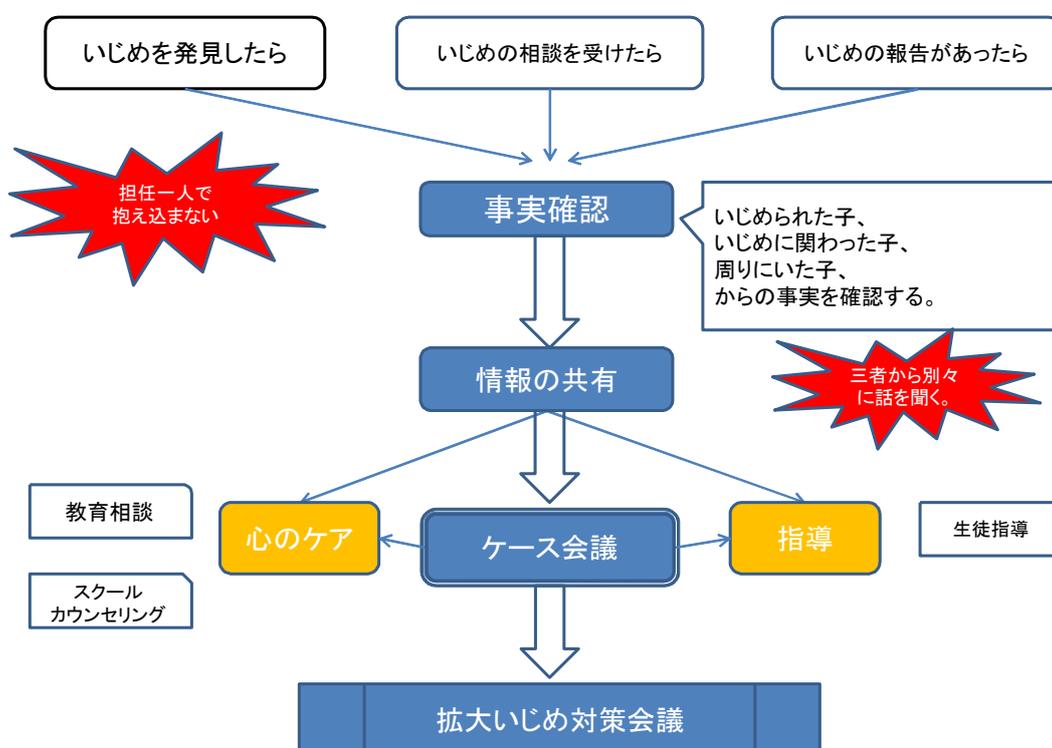
実効的に行い、組織的な対応によりいじめの問題の解決を図るため、常設の組織（以下「対策組織」という）を置く。

- 対策組織は、いじめの問題への組織的対応において中核的な役割を担う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開催し、いじめの情報を迅速に共有し、関係のある児童に事実関係を聴取する。さらに、指導や支援の体制及び対応方針を決定し、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 教職員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、全て対策組織に報告・相談する。
- 対策組織に集められた情報は、個別の児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有する。
- 対策組織で、いじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証する。
- 対策組織には、必要に応じて心理や福祉の専門家等を参加させる。
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、対策組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。
- 対策組織は以下のメンバーで構成する。

常任構成員	役 割
校長	メンバーの招集 決議
教頭	校長の補佐
教務主任	会議の日程、時間の調整
生徒指導主任	情報の集約と記録
学年主任	子どもからの情報の収集
教育相談担当	未然防止の昼休みこども相談活動 心理教育プログラムの提供 指導後のケアについてのアドバイザー

養護教諭	子どもの心のサポートのアドバイザー
------	-------------------

臨時構成員	役 割
学級担任	事実確認と児童への対応
生徒指導部	学年内での連絡役
S S W	関係機関との調整
S C	児童、保護者、担任の心理的ケア



(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

① いじめの未然防止

- いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児

童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組を実施する。

- 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりに努める。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係や学校風土を構築する。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に留意する。

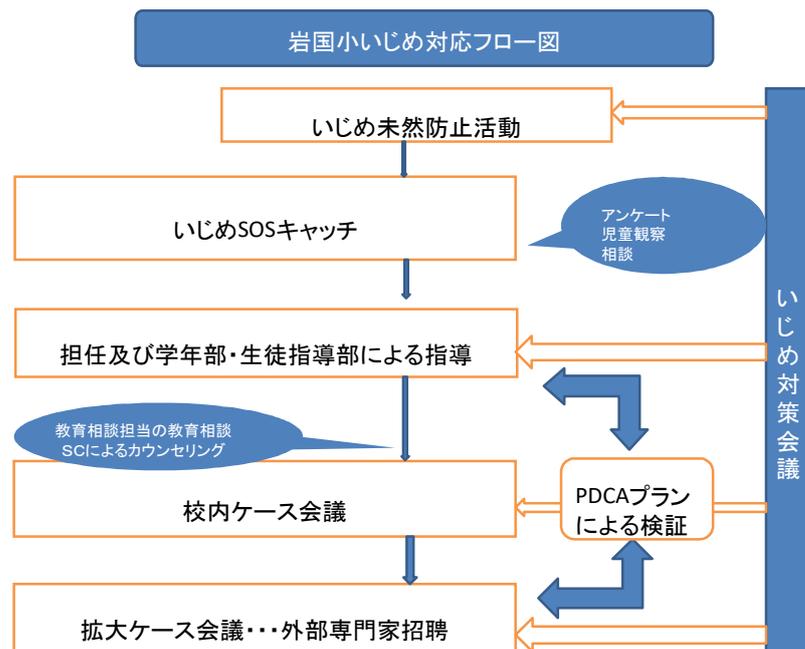
具体的な取組

- ・ 「にこちゃんアンケート」 (週1回) 等のアンケートやアンケート結果の共有、授業評価等による児童理解の推進
- ・ 生徒指導・教育相談の充実強化
- ・ 児童間の人間関係づくりの推進
- ・ 認め合い、支え合い、学び合う取組の実施
- ・ 家庭・地域社会との連携
- ・ 校種間連携の充実
- ・ 「教育相談月間」 (10月) の取組

②いじめの早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階から的確にかかわるようにする。
- いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう観察する。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態を把握する。



具体的な取組

- ・教育相談担当教員、養護教諭等を中心に教育相談体制の充実を図る。
- ・「にこちゃんアンケート」（週1回）等で気になる児童は、アンケートの集積及び情報共有と継続観察を行う。
- ・時には無記名や家庭で書くなど「にこちゃんアンケート」の記入方法を考える。
- ・日記等での人間関係づくりに努める。
- ・児童とふれあう機会を増やし、信頼関係を築くと同時に行動を観察する。
- ・職朝を無くし、朝から児童と向き合えるようにし、児童の変化を捉えやすくする。
- ・全教職員で情報共有し、組織的対応を検討する会議を開催する。

③ いじめへの対処

- いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに対策組織に報告し、学校全体で組織的に対応する。
- いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めたり、誰かに知らせたり正義や勇気をもつよう指導する。
- 対応については、教職員全員で共通理解し、保護者の協力や関係機関・専門機関との連携の下で行う。

支援と指導の基本マニュアル

被害児童の支援

- ・いじめを受けた児童の立場に立って、思いを共感的に受け止め、安心できる環境を作る。
- ・必要に応じて、教育相談担当やSC等が連携して支援にあたる。
- ・いじめ解消後も注意深く見守り、継続的支援を行う。

加害児童の指導

- ・被害児童の気持ちを理解させ、自分の過ちに気づかせ、心からの謝罪が行えるように導く。
- ・いじめの言動の背景にあるものをつかみ、その課題の解消を図る。
- ・必要に応じて、教育相談担当・生徒指導主任・SC、その他の関係機関等と連携を図って指導にあたる。
- ・いじめの解消後も継続した見守りをする。

保護者との協力関係づくり

- ・保護者の思いや訴えを丁寧に聞くと共に、加害・被害の保護者には、事実の報告を行い、解決に向けた学校の取組について、理解と確認に基づいた適切な連絡を行う。
- ・具体的な指導方針や支援策を示し、家庭での支援や指導を依頼し、保護者との連携を図る。

聴衆・傍観者の指導

- ・安心できる環境の中で話を聞き、いじめに加担したりいじめを容認したりしたことになる事実を自分の問題として深く考えさせる。

具体的な取組

- ・いじめの発見や相談の受理により、即刻対策組織への報告の徹底
- ・いじめの対処に関する対策組織での情報の収集と整理、対応方針の決定、全教職員の共通理解と役割分担の徹底
- ・いじめられた児童からの事実関係の聴き取り

- ・いじめられた児童の保護及び心理的ケア
- ・周囲の児童からの事実関係の確認
- ・いじめた児童への事実関係の確認及び指導
- ・いじめが起きた集団への指導
- ・関係保護者への連絡及び学校の指導に対する理解と協力の依頼
- ・いじめた児童からいじめられた児童への謝罪と再発防止の確認
- ・再発防止に向けての学校全体での指導と取組の徹底
- ・関係児童への継続的な支援・指導及び関係児童の家庭への継続的なフォローの実施
- ・必要に応じて、関係機関（市教委、警察、児童相談所等）との連携
- ・事案の対処及び再発防止に向けた学校運営協議会との連携

（４） いじめの防止等に関する取組の年間計画

- いじめの未然防止及び早期発見のための取組や取組についての検証を年間通じて計画的に実施する。
- 対策組織が年間計画を立て、その進捗状況や結果についても検証するなど、PDCAサイクルで取組を推進する。
- 取組の進捗状況や結果を評価するために、児童への意識調査や取組評価アンケート等を実施し、対策組織で分析された評価結果を全教職員で共有し、取組の改善や一層の充実に生かす。
- 年間計画

実施時期	実施される取組	対象
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の見直し・配付 ・学校の基本方針についての説明と指導 ・「にこちゃんアンケート」開始（週1回） ・いじめアンケート対応記録及び情報共有（週1回） 	教職員 児童 児童
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ啓発資料配付 ・学校運営協議会での説明 	教職員 保護者 地域
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回児童を知る会 ・教育相談月間実施 	教職員 保護者 児童

7月	・学校評価アンケート実施 ・第1回いじめ対策会議 ・「校内いじめ研修会」	保護者 児童 教職員
8月	・学校運営協議会での報告	地域
9月	・学校評価アンケートの結果報告 ・自然教室での人間関係づくり ・修学旅行での人間関係づくり	保護者 6年 5年
10月 11月	・教育相談月間の実施 ・第2回児童を知る会	児童 教職員
12月	・学校評価アンケート実施 ・第2回いじめ対策会議	保護者 児童
1月	・学校評価アンケートの結果報告	保護者
2月	・第3回児童を知る会 ・第3回いじめ対策会議 ・第3回学校運営協議会での報告	教職員 教職員 地域
3月	・学校いじめ防止基本方針の検証、改善	教職員

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生

- 次のような事態が発生した場合、対策組織でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行うとともに、即時教育委員会に報告する。

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企図した場合等）

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。いじめ被害の不安から一定期間連続して欠席している場合、迅速に調査に着手）

(2) 学校が調査の主体となる調査

- ① 調査の実施
 - 当該事案が重大事態と判断された場合、事実の把握と適切な対処を行うため、児童に対する調査を実施する。
- ② 調査のための組織

- 教育委員会から指示を受け、学校が調査の主体となる場合、対策組織を母体として組織を編成し、当該重大事態の性質に応じて、教育委員会から派遣される専門家を組織に加える。
- ③ 事実関係を明確にするための調査
- 質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・いつ（いつ頃から）、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等
 - 客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確に把握する。
 - たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合う。
 - これまでに先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
 - 対策組織は、調査結果と資料を分析し、いじめの事実や事実と当該重大事態との因果関係を明らかにするとともに、事態への対応について検討する。
- ④ いじめられた児童及びその保護者に対する情報提供
- 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時、適切な方法で、経過報告も含めて）
 - 関係者の個人情報については十分に配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。
 - 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明しておく。
- ⑤ 調査結果の報告

- 対策組織を母体とした組織で検証した調査結果を教育委員会に報告する。市長への報告は、教育委員会を通して行う。
 - いじめられた児童や保護者が希望する場合は、当該児童や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、教育委員会に提出する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた措置
- 対策組織で検証した調査結果を重んじ、学校が主体となって組織的に、解決に向けた対応や再発防止の取組を実施する。

参 考

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童からの聴き取り
- ・ 在校生や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査
- ・ 調査による事実関係の確認
- ・ いじめた児童への指導及びいじめ行為の制止
- ・ いじめられた児童への状況にあわせた継続的なケア及び学校生活復帰の支援や学習支援等
- ・ 教育委員会からの指導及び関係機関との適切な連携

いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 当該児童の保護者から要望・意見の聴取
- ・ 今後の調査について、当該保護者との協議
- ・ 当該保護者の同意を得た上での調査
- ・ 以下、前項に準ずる

前項のうち、児童が死亡し、死因として自殺の可能性がある場合

- ・ その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施
- ・ 亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら調査を実施
- ・ 遺族の要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を実施
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を実施
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集

- ・それらの資料や情報の信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーに配慮し、正確で一貫した情報を提供

(3) 教育委員会が調査の主体となる調査及び措置

- 教育委員会が調査の主体となる場合は、教育委員会の指示のもと、教育委員会が設置する第三者委員会に資料を提出し、調査に協力する。
- 教育委員会の指示のもと、第三者委員会で検証した調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を行う。

(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- 上記の報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため再調査を実施するときは、市長が設置する調査機関に資料を提出し、調査に協力する。
- 市長及び教育委員会の指示のもと、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を行う。